

令和8年度 主な地方税法等の改正

◆軽油引取税等

◎軽油引取税の当分の間税率を令和8年4月1日に廃止

◎当分の間税率の廃止に係る安定財源確保（約5,000億円）が完成するまでの間、地方の財政運営に支障が生じないように、地方財政措置において適切に対応

※令和8年度地方特例交付金 軽油引取税：4,297億円 地方揮発油譲与税：296億円

◆自動車税・軽自動車税

◎米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、環境性能割を令和8年4月1日に廃止し、現行の自動車税種別割を自動車税に、軽自動車税種別割を軽自動車税に名称変更

◎地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当

※令和8年度地方特例交付金：1,892億円

◆個人住民税

個人住民税の控除等

◎給与所得控除の最低保障額を74万円（現行：65万円）に引き上げる。

※令和9年度分の個人住民税から適用

（引上げ額9万円のうち、5万円は2年間の時限措置）

◎ひとり親控除の控除額を33万円（現行：30万円）に引き上げる。

※令和10年度分の個人住民税から適用

<非課税ライン（単身者の場合）>

	改正前	改正後
基本額等	45万円（変更なし）	45万円
給与所得控除	65万円	74万円
計	110万円	119万円

※ 地方税独自の非課税限度額が適用

ふるさと納税制度の見直し

◎特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）（※1）を上限として新たに設定

※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。

（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）

※2 令和9年寄附分から適用

給与収入1億円の方が438万円寄附した場合の控除イメージ

<基本分：変更なし>		<定額上限の対象>
所得税 所得控除（45%） 201万円	個人住民税 基本控除分 （10%） 44万円	個人住民税 特例控除分 193万円
438万円		

※ 独身又は夫婦共働き（給与収入のみ、住宅ローン控除等を受けていない方）の場合

道府県民税利子割に係る清算制度の導入

◎インターネット銀行等の利用拡大を踏まえ、金融機関が口座所在地の都道府県に税を納入する現行の仕組みは維持しつつ、都道府県間で個人に係る所得金額を基準に税収帰属を調整する清算制度を導入

※1 利子割税収（清算後）の6割は都道府県が市区町村に交付

※2 令和8年度分の利子割から適用

◆固定資産税

◎新築住宅に係る特例措置の拡充・延長

床面積要件の下限を40㎡以上（現行：50㎡以上）に引き下げる（※1）とともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直し（※2）を行った上、適用期限を5年延長

※1 床面積要件は政令で規定。

※2 令和11年4月1日から施行。

◆その他

物価上昇に合わせた公的制度の基準額・閾値の点検の結果を踏まえた見直し

◎物価指数等の上昇を踏まえ、不動産取得税等の免税点を引き上げる。

税 目	対象となる資産	改正前	改正後
不動産取得税	土地	10万円	16万円（令和8年度から適用）
	家屋（新築・増築・改築による取得）	23万円	66万円（令和8年度から適用）
	家屋（売買・交換・贈与などによる取得）	12万円	34万円（令和8年度から適用）
固定資産税	土地	30万円	30万円（据え置き）
	家屋	20万円	30万円（令和9年度から適用）
	償却資産	150万円	180万円（令和9年度から適用）

